福井市通学路安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成２６年７月策定

平成３０年４月一部改正

令和元年７月一部改正

令和６年４月一部改正

福井市通学路安全推進会議

目　　次

１　福井市通学路安全プログラムの目的・・・・・・・・・・Ｐ１

２　通学路安全推進会議の設置・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３　取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

４　取組手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４～７

５　取組状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

６．通学路の安全対策におけるこれまでの経過　・・・・・Ｐ８～１０

１　福井市通学路安全プログラムの目的

平成２４年４月以降、全国各地で登下校中の児童の列に自動車が飛び込み、死傷者が多数発生する凄惨な事故が全国で相次いで発生したことから、文部科学省・国土交通省・警察庁の３省庁連名で安全な通学路の確保に向けた取組を行うよう通達がありました。福井市においては、平成２６年７月に本プログロムを策定し、交通安全の面で関係機関との連携を図りながら通学路の安全確保に取り組んできました。

しかし、平成３０年に、新潟市で下校中の児童が殺害されるという事件が発生し、また、大阪北部地震の発生により登校中の児童がブロック塀の倒壊に巻き込まれ死亡する事故が発生しました。

これらの事件・事故を踏まえ、従来の「交通安全」に加え、「防犯」「防災」の３観点について関係機関との連携・強化を図り多角的な対策を講じていくことが重要と考えております。そのため、これまで以上に、継続的でより効果的な通学路の安全対策の充実に向け、本プログラムのもと、各分野における関係機関との連携を図りながら児童・生徒の安全確保に取り組んでいきます。

２．通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「福井市通学路安全推進会議」を設置します。

（１）構成機関と主な役割

機関名	主な役割
福井市ＰＴＡ連合会	児童生徒への指導・教育
福井市小学校長会	
福井市中学校長会	
福井市保健給食課	
国土交通省福井河川国道事務所道路管理課	道路施設に関する全般 （道路施設の設置、管理等）
福井県福井土木事務所管理課	
福井県福井土木事務所道路第一課	
福井県福井土木事務所道路第二課	
福井市監理課	
福井市道路課	
福井市自転車利用推進課	
福井警察署交通第二課	道路交通に関する全般 交通安全指導、啓蒙
福井南警察署交通課	
福井警察署生活安全課	防犯パトロール、子ども見守り
福井南警察署生活安全課	
福井市こども育成課	
福井市学校教育課	
福井市危機管理課	
福井市住宅政策課	災害被害の軽減
福井市建築指導課	

（２）参与

参　与	福井市交通安全参事官
	福井市少年対策参事官

参与は、交通安全や子どもの見守りについての立場から、指導・助言を行う。

（３）推進会議は構成機関の課長等及び担当者で構成する。
（４）会長は必要に応じ、推進会議を招集する。
（５）推進会議の事務局は福井市教育委員会事務局保健給食課に置く。

３．取組方針

児童・生徒への安全教育や、安全対策の内容が多岐に渡るため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。そのため、市内全ての小中学校において「交通安全」「防犯」「防災」の３つの観点で通学路の危険箇所の現状把握を行い、推進会議で情報の共有をはかります。３つの部会からなる関係機関で構成する推進会議で、合同点検を通して危険箇所の検証と改善に向けた協議を行い、対策を講じていきます。

〇各観点の取組方針

①交通安全

危険箇所の点検は、市内を２つの区域に分けて各々１年おきに行ってきたが、令和元年度からは現状把握と対策の迅速化を図るため市内全域を毎年行う。

②防犯

政府が平成３０年６月２２日に示した『登下校防犯プラン』では、小学校のみを対象としているが、本市では、中学生においても事件等に遭うリスクが考えられることから対象範囲を中学校にも拡大し、危険箇所に対する改善の対策を進めていく。

③防災

災害発生時に起こり得る事故等を想定し、ブロック塀に限らず危険箇所に対する改善の対策を進めていく。

【推進会議の組織体制】

【交通安全部会】	【防犯部会】	【防災部会】
福井市ＰＴＡ連合会	福井市ＰＴＡ連合会	福井市ＰＴＡ連合会
福井市小学校長会	福井市小学校長会	福井市小学校長会
福井市中学校長会	福井市中学校長会	福井市中学校長会
国・県・市道路管理者	国・県・市道路管理者	国・県・市道路管理者
警察（交通）	警察（生活安全）	市危機管理課
市自転車利用推進課	市危機管理課	市住宅政策課
市保健給食課	市住宅政策課	市建築指導課
	市こども育成課	市保健給食課
	市学校教育課	
	市保健給食課	

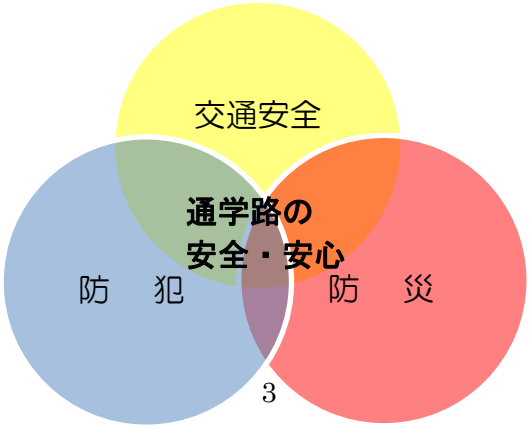

４．取組手法

継続的に通学路の安全確保を推進するために、ＰＤＣＡサイクルに基づき取り組みます。

【福井市通学路安全確保のＰＤＣＡサイクル】

Plan（現状把握・計画）

現状把握

・学校、ＰＴＡ等による通学路危険箇所の抽出

・前年度の通学路での事故分析の実施

通学路安全推進会議の開催

・前年度の対策結果報告

・交通安全・防犯・防災関係機関、教育委員会等による対策案の作成

・危険箇所の情報を共有し、合同点検箇所を決定

Do（対策実施）

対策の実施

・合同点検の実施（推進会議メンバー）

・交通安全・防犯・防災関係機関、教育委員会等による対策の実施

・既に対策を実施した箇所で、追加対策が必要な箇所の実施

Check（評価）

対策結果の把握

・各機関の対策実施状況の把握･まとめ

・評価に基づく課題の整理

Act（改善）

対策結果の改善

・実施困難事例の検討(代替策等)

●ＰＤＣＡサイクルに基づいた取組内容

①Plan（現状把握・計画）

現状把握：５月末頃までに

・全小中学校において、交通安全・防犯・防災の３視点から地域の実情に合わせて教員、児童生徒、必要に応じてＰＴＡ役員、保護者による通学路の調査を実施し、通学路の現状を把握する。

・調査の結果、危険な箇所がある場合は、定められた様式にて事務局に提出する。

・事務局は、改善必要箇所を取りまとめ、担当者会議を開催し、改善必要箇所について対応を行う所管の調整を行う。

＜通学路点検時における各観点からみた調査項目例＞

交通安全

ア．道路状況について
事故が多発している場所で、対策を講じる必要性があるかどうか。
（学校側の対応で通学路を変更することで対応する場合も有）

イ．標識・横断歩道について
線が消えかかっていたり、損傷していたりなどして、車の運転手から認識できない状態となっていないか。

防犯

ア．草木が繁茂して影となっていたり、空き家の出入口が開け放たれていたりしており、不審者が隠れやすい状態になっていないか。

イ．周辺に住宅が無く、助けを求められないような箇所はないか。

ウ．下校時（特に部活動終了時間）に明かりが少なく、事件・事故の危険性が高くなる場所はないか。

エ．登下校の時間に見守りの目が少なく、見守りの体制を強化しなければならない場所はないか。

オ．子供 110 番の家が周辺にあるか。子供 110 番の家の看板が見やすい位置に掲示されているか。

防災

ア．陥没や大雨時の冠水の影響で歩けなくなってしまう箇所はないか

イ．外壁や屋根の破損が著しいなど管理不全な状態の建物がないか

ウ．集団登校や通学路の中に、看板や鳥居、石垣など地震等の災害によって倒れてくる恐れのあるものはないか。また、土台が固定されておらず、容易に動いてしまうものがないか。

エ．ブロック塀が高すぎないか（２．２ｍ以下か）、傾き・ひび割れはないか。

通学路安全推進会議の開催：７月頃

・前年度の対策結果報告
前年度の対策結果を報告する。

・今年度の重点課題の決定
学校から提出された危険箇所について、情報を共有し、対策案を検討するとともに今年度の合同点検箇所を決定する。

②Do（対策実施）

合同点検の実施：８～９月頃

・推進会議において決定した合同点検箇所を、さまざまな立場の目線からどのような対策が効果的であるかを現場で検証する。交通・防犯・防災の３部会からなる推進会議のメンバーで点検する。

危険箇所の点検

各関係機関による対策の実施

・対策として、施設等の整備が必要な箇所で早期に実施が可能な箇所については、危険度や緊急度の高い箇所から優先して実施する。

・中長期的な対応が必要な箇所ついては、次年度予算の計上や地元交渉など、整備に向けた計画を進め、対策の実施に向け取り組む。

・指導・監視・啓蒙面の対策としては、必要に応じて保護者への見守りの依頼、教員による登下校時の街頭指導を実施する。また、警察等による交通安全教室や、危険箇所での街頭指導・取締りを行う。

③Check（評価）：１１月～２月

・対策結果の把握
各構成機関は、対策の実施状況一覧、対策箇所図を作成し、また、対策を実施できない場合は理由等を整理し、事務局へ報告する。

④Act（改善）：３月～４月

・対策効果の改善

学校・ＰＴＡからの報告で、既に対策を実施した箇所でさらに改善の必要がある場合には、必要に応じて推進会議で改善案を検討後、改善に向けた計画・対策を実施する。

【具体的な対策例】

信号機の設置

歩車道の切り下げ

５.取組状況の報告

点検結果や対策内容については、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、構成機関で情報を共有するとともに、学校に通知します。また、その年度の取組状況について、概要表を作成し、ホームページ等で公表することとします。

６．通学路の安全対策におけるこれまでの経過

（１）交通安全

・平成２６年７月

福井市通学路交通安全プログラムの策定と福井市通学路安全推進会議を設置。教育委員会、道路管理者、警察の三者が主体となり、本プログラムに沿って、通学路の安全対策を実施。市内の小中学校を警察署の管轄地域により２つのグループに分け、隔年（２年に１回）で夏季に学校と推進会議による合同点検を実施。

・平成３０年１１月

福井市通学路安全推進会議において、点検の方法や範囲などを拡充し、安全・安心な通学路の環境を整えていくことを確認。通学路の安全点検と危険箇所の対策については、市内を２つの区域に分けて各々１年おきに行ってきたものを、現状把握と対策の迅速化を図るため市内全域を毎年行うことに変更。

（２）防犯

〇国の動き

平成３０年５月、新潟市において、下校途中の児童が殺害されるという事件を受け、６月に登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において「登下校防犯プラン」を発表。登下校時における総合的な防犯対策の強化のために、５つの柱とその取り組み内容を以下のように定めている。

【登下校防犯プランにおける５つの柱とその取り組み内容】

１．地域における連携の強化
（１）登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場の構築」
（２）政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援
２．通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善
（１）通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
（２）危険箇所の重点的な警戒・見守り
（３）防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進
３．不審者情報等の共有及び迅速な対応
（１）警察・教育委員会・学校間の情報共有
（２）地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
（３）放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

４．多様な担い手による見守りの活性化
（１）多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進
（２）スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
（３）「子供１１０番の家・車」への支援等
５．子供の危険回避に関する対策の促進
（１）防犯教育の充実
（２）集団登下校、ＩＣタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

○市の動き

・平成３０年７月
第１回福井市通学路安全推進会議の開催。交通安全に加え、防災・防犯を担当する機関を構成員に追加し、連携・強化を図るとともに通学路の安全対策を充実させる。
・平成３０年８月
合同点検の実施
市内の小学校を対象に通学路危険箇所の調査を学校に依頼
・平成３０年１０月
「福井市教育委員会と福井警察署及び福井南警察署との登下校における児童生徒等の安全確保に関する連携協定」を締結

【連携協定における具体的な取組み内容】（一部抜粋）
１．地域における連携の強化
・「家庭・地域・学校協議会」を活用し、毎年、防犯対策等について校区内の実効的な安全対策に結び付けるよう意見交換・調整を行う。
２．通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善
・「福井市通学路安全推進会議」において、学校から提出された危険箇所について、関係機関で情報共有し、対策案を検討するとともに合同点検を行う。また、関係機関が連携し、危険箇所の環境整備・改善につなげる。
３．不審者情報等の共有及び迅速な対応
・学校が認知した不審者情報等の共有
・警察が認知した不審者情報等の共有
４．多様な担い手による見守りの活性化
・「ながら見守り」等の推進
・「子供１１０番の家」（かけこみ所）への支援

５．子供の危険回避に関する対策の促進

・学校と警察が連携し、防犯教室等を通じ、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な安全教育を引き続き推進する

（３）防災

〇ブロック塀に関する対応

・平成３０年６月

大阪北部地震によるブロック塀の倒壊で、小学生と見守り隊の方が亡くなる事故が発生。

上記のことを受け、市内の小中学校を対象に通学路における危険なブロック塀の調査を依頼し、危険箇所の点検を実施。

福井市通学路安全推進会議

・福井市教育委員会事務局 保健給食課　（事務局）

Tel:(0776)20-5755　Fax:(0776)20-5758　Email:kyusyoku@city.fukui.lg.jp

〒910-8511　福井市大手３丁目 10-1